

「信託を活用した中小企業の事業承継円滑化に関する研究会」中間整理のポイント

平成20年9月

1. 研究会の目的 (なお、本研究会における整理は、あくまで考え方の一つの整理であり、本整理以外の考え方を排除するものではない。)

○平成19年に施行された改正信託法により、事業承継に活用可能なスキームが創設され、そのメリットについて数多くの指摘がなされている。

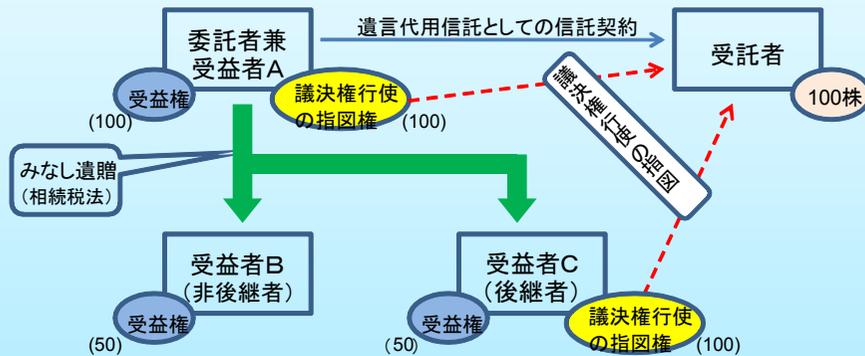
○しかしながら、実際には下記の要因により、**事業承継の円滑化のために信託が活用されている事例はそれほど多くはない。**

- 多くの中小企業経営者にとって、信託を活用した事業承継への取組のイメージが湧かないこと。
- 会社法や民法等との関係が十分に整理されていないため、リーガルリスクを懸念して、信託銀行等が商品展開に慎重であること。

➡ 以上を踏まえ、本研究会では、既存の法体系に抵触しない**中小企業の事業承継に活用可能な信託スキーム**について、一つの考え方を整理。

2. 信託を活用した事業承継への活用の具体的手法の整理

①遺言代用信託を利用した自益信託スキーム

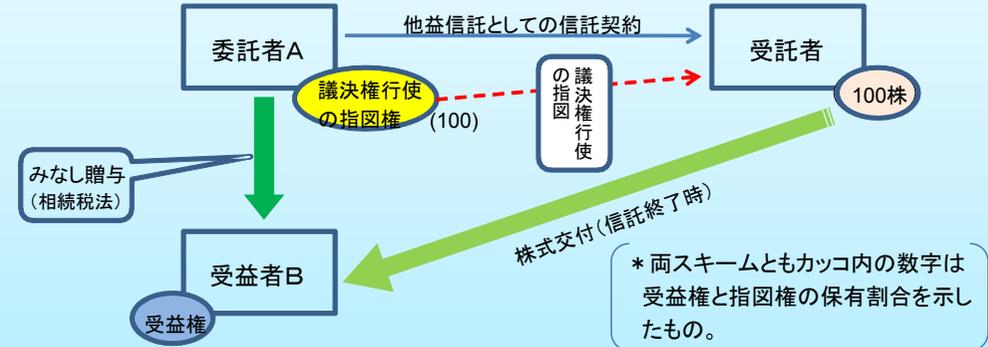


○後継者は、相続開始と同時に受益者となることから、経営上の空白期間が生じないなど、遺言と比較してメリットあり。

○上記スキームのように、受益権を分割して非後継者の遺留分に配慮しつつ、議決権行使の指図権を後継者のみに付与することで、議決権の分散を防止し、安定的な承継を実現可能。

※上記のほか、現経営者が、子の世代の後継者だけでなく、孫の世代の後継者も決定することが可能な「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」も事業承継に活用可能。

②他益信託を利用したスキーム



○経営者が議決権行使の指図権を保持することで、経営者は、引き続き経営権を維持しつつ、自社株式の財産的部分のみを後継者に取得させることが可能。

○同様の効果を有する種類株式の発行と比較して手続きが容易。また、拒否権付株式の発行の場合、積極的に会社の意思決定を行うことはできない。

3. 会社法等に関する論点整理

○会社法との関係

・受益者が受益権の割合に応じた議決権行使の指図権を有している場合には、会社法上の問題は生じない。

・非公開会社においては、会社法上、議決権について株主ごとに異なる取扱いを定めることが認められているため、複数の受益者のうち特定の者に議決権行使の指図権を集中させても、会社法上の問題は生じない。

○議決権行使指図権の内容と信託目的及び受託者の善管注意義務の整理

・事業承継の円滑化を目的とする信託において、議決権行使の指図の内容が円滑な事業承継の遂行と抵触する場合(会社の解散議案に賛成する等)は、受託者の善管注意義務等との関係から問題。

・このため、信託契約に受託者と受益者(指図権者)の協議条項を設けるのも一案。

○銀行法・独占禁止法との関係の整理

・受託者が信託銀行である場合、総議決権数の5%超の議決権株式を受託しても、議決権行使につき指図を受ける場合は、銀行法及び独禁法上の「5%ルール」に反しない。

4. 民法に関する論点整理

○相続財産・遺留分算定基礎財産との関係の整理

・信託により受益者が取得する受益権(受益者連続信託において第2次以降の受益者が取得する受益権を含む。)は、委託者からの遺贈又は贈与に準じて、委託者の相続に関し、その相続財産・遺留分算定基礎財産に算入される。

・受益者連続信託において、委託者以外の受益者の死亡により他の受益者が取得する受益権は、当該死亡した受益者の相続に関し、その相続財産・遺留分算定基礎財産に算入されない。

○遺留分減殺請求の対象、相手方及びその効果の整理

・減殺請求の対象は、信託行為であるが、受託者への財産権の移転と受益者による受益権の取得という両面を捉えるべき。

・減殺請求の相手方は、受託者と受益者の双方。

・減殺請求の効果は、減殺請求の対象物(受託者が相手方の場合は信託財産、受益者が相手方の場合は受益権)の全部又は一部が請求者に移転し、相手方は、現物返還義務を負う。ただし、受託者又は受益者は、価額弁償を選択することが可能。

※信託の利用促進を通じて、事業承継の円滑化を図るため、信託を活用した事業承継スキームへの事業承継税制(非上場株式等に係る課税価格の80%の相続税の納税猶予制度)の適用の可能性について、論点を精査しつつ、引き続き検討。

中間整理

～信託を活用した中小企業の事業承継の円滑化に向けて～

平成20年9月

信託を活用した中小企業の事業承継

円滑化に関する研究会

はじめに

信託制度は、資産運用、財産管理・処分、資産流動化等の幅広い領域で経済・国民生活の重要なインフラとして発展を続けており、信託銀行等¹が受託する信託財産総額は、今や約 800 兆円に上っている²。

また、本格的な少子高齢社会を迎える中で、遺言に対する関心が高まっており、信託銀行等の遺言書の保管件数は 6 万件を超え、更に増加の歩を進めている。この背景には、個人保有資産の増大、核家族化の進展や相続財産に関する権利意識の高まりなどがあると考えられる。

こうした中、平成 19 年 9 月 30 日に、約 85 年ぶりに全面的に改正された信託法が施行された。改正信託法においては、その立法過程において事業承継の円滑化のための信託の活用ニーズが主張されたことを踏まえて、後継ぎ遺贈型受益者連続信託や遺言代用信託を始めとする中小企業の事業承継の円滑化に活用可能な信託の類型が創設又は明確化された。

中小企業の事業承継の円滑化を目的とする信託には、①事業承継の確実性・円滑性、②後継者の地位の安定性、③議決権の分散化の防止、④財産管理の安定性などといった面でメリットがあると考えられる。

しかしながら、改正信託法が施行されて以降、信託を活用した事業承継のメリットを指摘する文献等が多く刊行されているが、現時点において、事業承継円滑化のために信託が活用されている事例は、それほど多くないというのが実情である。

その理由として、まず、多くの中小企業経営者にとって、信託と言えば、投資信託や資産流動化目的の信託のイメージが強く、事業承継の円滑化を目的とする信託が身近なものとして受け止められていないことが指摘できよう。

また、実際に自社株式を対象に信託を設定して事業承継を行おうとしても、これまでのところ、議決権行使の指図権と会社法との関係や、信託受益権の扱い等と民法の遺留分制度との関係が十分に整理されていないため、信託銀行等としても、リーガルリスクを懸念して、事業承継をサポートする信託商品の展開に慎重であったという面がある。

¹ 「信託銀行等」とは、信託兼営金融機関及び信託会社をいう。

² 社団法人信託協会の取りまとめによると、平成 20 年 3 月末時点における信託財産総額は、796.8 兆円（前年同月末比 55.5 兆円増、7.5%増）となっている。

こうした点を踏まえ、本研究会は、事業承継の円滑化のために活用可能な信託スキームについて、そのメリット及び活用ニーズを具体的に紹介するとともに、会社法及び民法等との関係について検討を行ってきた³。本中間整理は、既存の法体系に抵触することのない信託スキームについて、その一つの考え方を提示するものである。

なお、本中間整理は、あくまで一つの考え方を整理したものであって、これ以外の考え方を排除するものではない。

また、信託銀行等が信託商品の制度設計をするに当たっては、利用者ごとの個別具体的な事情等を考慮する必要があるため、本中間整理における一般的な考え方をそのまま当てはめることができない場合もあり得ることを付言する。

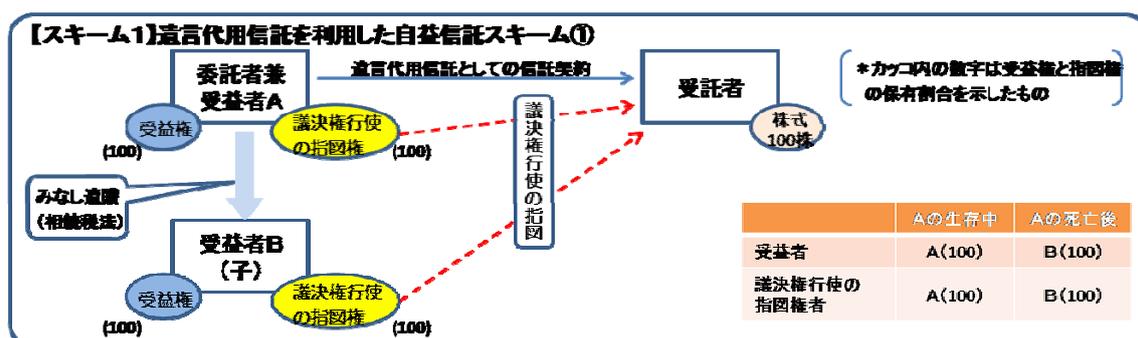
³ 本中間整理においては、株式を対象とする信託で、受益権を複層化（受益権の性質を元本受益権と収益受益権の性質の異なるものに分割）した場合の相続税法上の受益者連続型信託（第9条の3）の適用範囲などについては、検討課題としていない。

第1 信託を活用した事業承継の想定事例とその特徴

1. 遺言代用信託

(1) 想定事例

遺言代用信託を利用した事業承継スキームとは、経営者（委託者）がその生前に、自社株式を対象に信託を設定し、信託契約において、自らを当初受益者とし、経営者死亡時に後継者が受益権を取得する旨を定めるものである⁴。



信託要項のイメージ

信託目的	(円滑な事業承継による企業価値の維持・向上を目的とする)株式の管理
委託者兼当初受益者	中小企業経営者A
受益者	中小企業の後継者B
議決権の行使	委託者相続発生前: 委託者兼当初受益者の指図に従い、受託者が行使する 委託者相続発生後: 後継者の指図に従い、受託者が行使する
信託財産	自社株式
信託の変更	原則不可
受益権の譲渡・担保提供	原則不可とするが、一定の事由に該当する場合で受託者が承諾した場合は可。
信託の終了事由	後継者(受益者)の死亡等

(2) 特徴

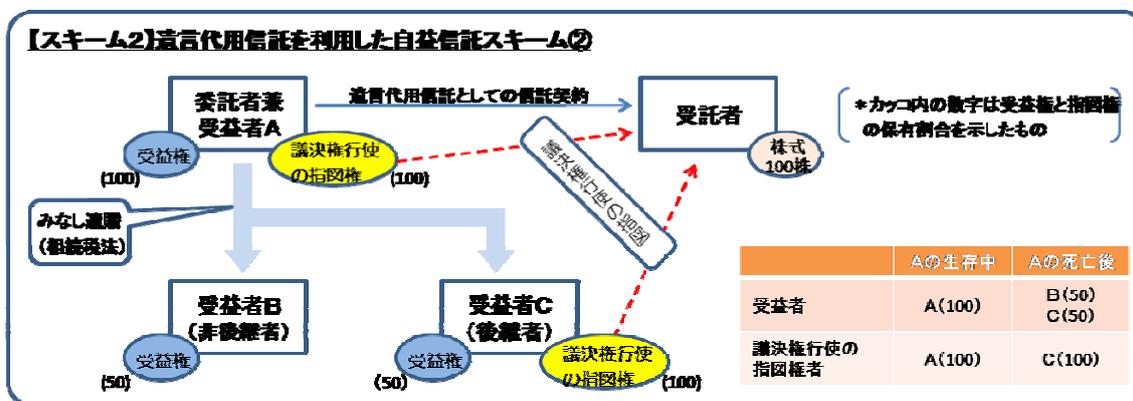
- ① 経営者は、その生存中、引き続き経営権を維持しつつ、あらかじめ、経営者の死亡時に後継者たる子が受益権を取得する旨を定めることにより、後継者が確実に経営権を取得できるようにする。
- ② 自社株式を対象に信託を設定することにより、受託者が株主として当該自社株式を管理することになるため、その後経営者が第三者に当該自社株式を処分してしまうリスクを防止することができ(財産の隔離)、後継者への事業承継を安定的かつ確実に行うことができる。
- ③ 後継者(死亡後受益者)は、経営者の相続開始と同時に「受益者」と

⁴ 遺言代用信託には、委託者が受益者変更権を有する場合(狭義の遺言代用信託)と受益者変更権を有さない場合がある。

なることから、経営上の空白期間が生じないなど、遺言と比較してメリットがある。

	遺言	遺言代用信託
後継者地位の安定性	後継者に自社株式を相続させる旨の遺言を作成していたとしても、いつでも撤回することができるので、後継者の地位が安定しない。	信託契約において、経営者たる委託者が受益者変更権を有しない旨を定めれば、後継者が確実に受益権を取得することができ、その地位が安定する。 (注) 後継者を変更する場合には、関係者の同意が必要になることに注意が必要。
事業承継の確実性・円滑性	後継者に自社株式を相続させる旨の遺言があっても、当該遺言に矛盾する遺言が存在するなどのリスクがあるため、遺言の執行(株主名簿の名義書換等)には、ある程度の期間が必要であり、経営の空白期間が生じるおそれがある。 (遺言執行の流れ) ①相継人・受遺者へ執行者就任・就任通知 ②遺言書の開示 ③財産目録の作成 ④遺言執行 ※執行完了まで時間がかかる	経営者の死亡により、信託契約の定めに基づいて当然に後継者が受益権を取得するため、経営の空白期間が生じることなく、事業承継を行うことができる。 ※信託を設定すると、自社株式の所有権及び管理権が信託銀行等に移転することから、仮に受益者の変更等を行う場合については、常に受託者である信託銀行等による一元的管理が可能(遺言のように同一財産を複数の者に相続させる等の矛盾した遺言はあり得なくなる)。

- ④ 上記【スキーム1】の応用型として、下記【スキーム2】のように、受益権を分割して非後継者(受益者B)の遺留分に配慮しつつ、議決権行使の指図権を後継者(受益者C)のみに付与することで、議決権の分散を防止し、後継者への安定的な事業承継を図ることも可能である⁵。



上記【スキーム2】のように、自社株式を対象に信託(遺言代用信託に限らない。)を設定し、複数の受益者のうち特定の者に議決権行使の指図権を付与することは、遺言や遺産分割によって株式それ自体を相続する場合と比較して、議決権の分散化の防止に資するということができる。

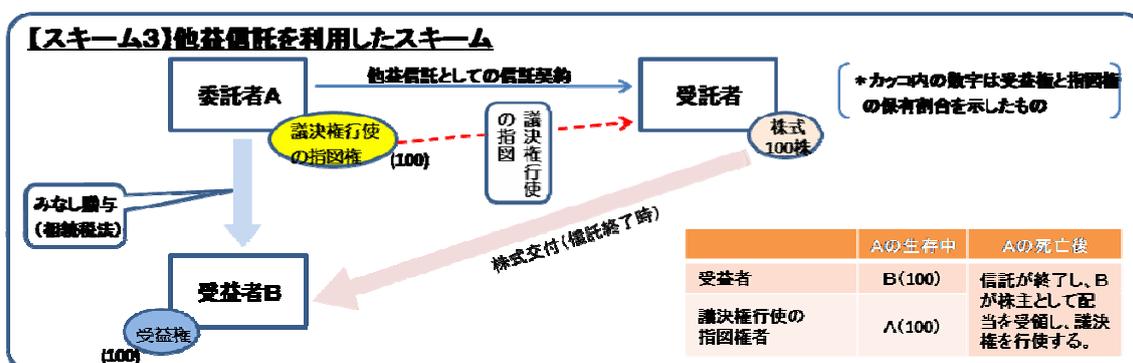
⁵ 遺留分の算定に当たっては、議決権行使の指図権は、独立して取引の対象となる財産ではないため、財産的価値はなく、遺留分算定基礎財産に算入されないと考えられる。

	株式会社自体の相続	遺言代用信託などの信託
議決権の分散化	遺留分を考慮すると、一般的に分散化が進展する可能性が高い。	【スキーム2】の場合、信託契約において各相続人を受益者と定めて遺留分に配慮しつつ、後継者のみを議決権行使の指図権者と指定することで、議決権の分散化を回避することができ、スムーズな事業承継を図ることができる。

2. 他益信託

(1) 想定事例

他益信託を利用した事業承継スキームとは、経営者（委託者）がその生前に、自社株式を対象に信託を設定し、信託契約において、後継者を受益者と定めるものである。



信託要項のイメージ

信託目的	(円滑な事業承継による企業価値の維持・向上を目的とする)株式の管理
委託者	中小企業経営者A
受益者	中小企業の後継者B
議決権の行使	委託者の指図に従い、受託者が行使する
信託財産	自社株式
信託の変更	原則不可
受益権の譲渡・担保提供	原則不可とするが、一定の事由に該当する場合で受託者が承諾した場合は可。
信託の終了事由	委託者の死亡等

(2) 特徴

- ① 経営者が議決権行使の指図権を保持することで、経営者は、引き続き経営権を維持しつつ、自社株式の財産的部分のみを後継者に取得させることができる。
- ② 信託契約において、信託終了時に後継者が自社株式の交付を受ける旨を定めておくことで、後継者の地位を確立することができ、後継者は、

安心して経営に当たることができる。

- ③ 信託終了時について、信託設定から数年経過時、あるいは、経営者（委託者）の死亡時など、経営者の意向に応じた柔軟なスキームを構築することができる。
- ④ 種類株式の発行により、信託スキームを活用した場合と同様の効果が得られるとの考えもある。確かに、拒否権付株式（いわゆる黄金株）を発行して、経営者が拒否権付株式を保持したまま、その余の自社株式を後継者に生前贈与する、あるいは、株主ごとの属人的定めをすることによって、ある程度同様の効果を発生させることができる。しかしながら、これら会社法上の制度の利用については、次のような問題がある。
 - ア 種類株式を発行するためには、株主総会の招集、特別決議が必要であるなど手続きが煩雑。
 - イ 拒否権付株式は、後継者の意思で行った株主総会の決議を拒否することができるにとどまり、積極的に会社の意思決定をすることができない、という制度上の限界がある。

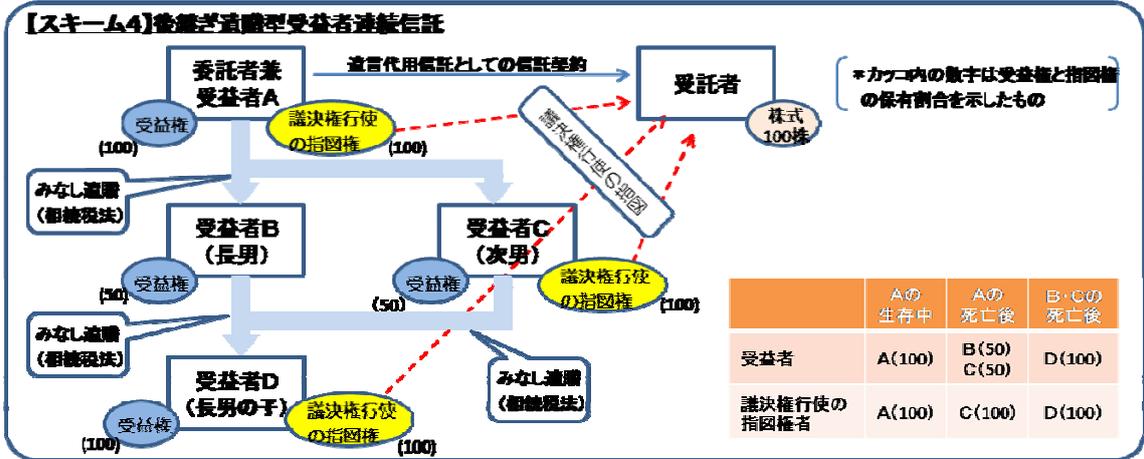
	信託スキーム	種類株式の発行
手続面	契約当事者間の契約手続きのみ。	株主総会での特別決議・特殊決議、登記（種類株式の内容等）等が必要。既存株式の種類を変更するには、全株主の同意が必要。
意思決定	積極的に会社の意思決定をすることができる。	拒否権付株式を発行すると、積極的に会社の意思決定をすることができない（＝デッドロック）に陥るおそれ。
相続発生時	委託者が死亡しても信託契約は継続可能。	遺言による後継者への拒否権付株式を後継者以外の者が取得することのないような手当が不可欠（遺言の作成や経営者の生前に消却するなど）。

（注）信託スキームを利用する場合には、当然のことながら、受託者（信託銀行等）との契約手続きが必要。
 信託スキームを利用する場合には、受託者に支払う報酬（契約時の手数料、毎年の管理費用等）が必要であるのに対して、新規に種類株式を発行する場合には、新株引受の資金が必要。

3. 後継ぎ遺贈型受益者連続信託

（1）想定事例

後継ぎ遺贈型受益者連続信託を利用した事業承継スキームとは、経営者（委託者）が自社株式を対象に信託を設定し、信託契約において、後継者を受益者と定めつつ、当該受益者たる後継者の死亡により、その受益権が消滅し、次の後継者が新たな受益権を取得する旨を定めるものである。



信託要項のイメージ

信託目的	(円滑な事業承継による企業価値の維持・向上を目的とする)株式の管理
委託者兼当初受益者	中小企業経営者A
受益者	第2受益者: 長男B及び次男C 第3受益者: 長男の子D
議決権の行使	委託者相続発生前: 委託者兼当初受益者の指図に従い、受託者が行使する 委託者相続発生後: 後継者Cの指図に従い、受託者が行使する 後継者C相続発生後: 次の後継者Dの指図に従い、受託者が行使する
信託財産	自社株式
信託の変更	原則不可
受益権の譲渡・担保提供	原則不可とするが、一定の事由に該当する場合で受託者が承諾した場合は可。
信託の終了事由	信託契約期間の満了(30年間)等
第2受益者以降の死亡等	委託者死亡前の第2受益者の死亡、第2受益者死亡前の第3受益者の死亡、受益の放棄があった場合の受益者の繰上げ等については、委託者のニーズを踏まえて信託契約に明記。

(2) 特徴

- ① 経営者の中には、子の世代だけではなく、孫の世代の後継者についても、自分の意思で決定したいというニーズがある。
- ② また、次男を後継者とするが、次男の子には会社経営の資質のある者がいないので、長男の子に事業を承継させたいというニーズもある。
- ③ 【スキーム4】のように、議決権行使の指図権は後継者たる次男に取得させつつ、受益権を分割して非後継者たる長男に取得させることで、遺留分にも配慮し、B及びCの死亡後は、Bの子（経営者の孫）が完全な受益権を取得する、というスキームも想定される。

第2 信託を利用したスキームにおける会社法等に関する論点整理

1. 会社法との関係

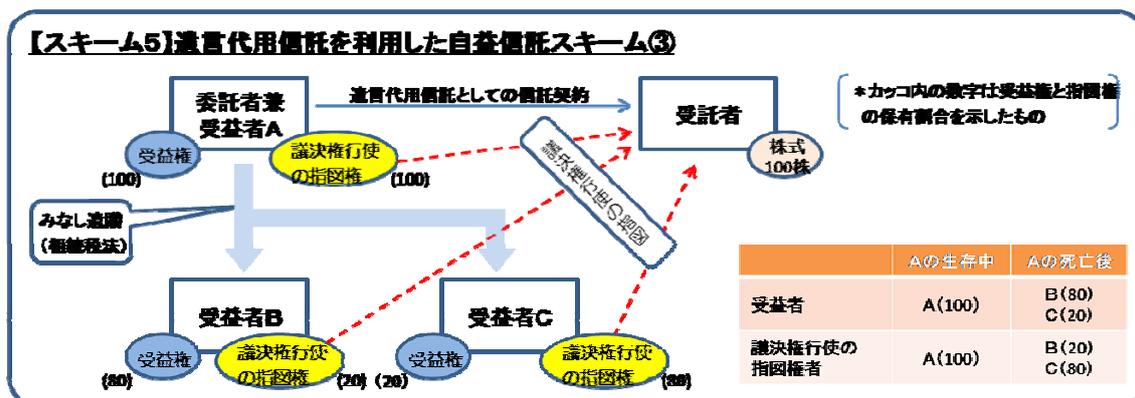
(1) 【スキーム1】について

受益者と議決権行使の指図権者が同一人であるから、公開会社・非公開会社を問わず、会社法上の問題は生じないと考えられる。なお、応用型として、受益者が複数で、各受益者が受益権割合に応じた議決権行使の指図権を有するスキームについても同様と考えられる。

(2) 【スキーム2】～【スキーム4】について

非公開会社においては、議決権について株主ごとの異なる取扱い（いわゆる属人的定め）を定めることが認められており（会社法第109条第2項）、剰余金配当請求権等の経済的権利と議決権を分離することも許容されているため、複数の受益者のうちの特定の者に議決権行使の指図権を集中させても、会社法上の問題は生じないと考えられる。

なお、下記【スキーム5】のように、受益権と議決権行使の指図権の割合を変えることも可能と考えられる。



2. 議決権行使の指図の内容と信託目的（事業承継の円滑化）及び受託者の善管注意義務等

本研究会の検討対象であるスキームは事業承継の円滑化を目的とする信託であり、また、受託者は受益者に対して善管注意義務及び忠実義務を負っている。このため議決権行使の指図権者の指図の内容が、会社の解散議案について賛成するといったものであるなど、円滑な事業承継の遂行のために不適切な場合であっても、受託者が当該指図に従って議決権を行使するというのは適切でない。そこで、信託契約において、次のような規定を設けることも

一例として考えられる⁶。

- ①議決権行使の指図の内容が円滑な事業承継の遂行のために不適切と判断される場合には、受託者と受益者（指図権者）は、信託財産たる株式に係る議決権の行使につき協議するものとする。
- ②受託者は、受益者（指図権者）との協議の結果に従って、議決権を行使するものとする。
- ③議決権の行使につき協議が整わないときは、受託者、委託者又は受益者（指図権者）は、信託契約を解除することができる。

3. 銀行法・独占禁止法との関係

事業承継の円滑化を目的とする信託においては、信託財産たる株式に係る議決権の行使について指図をする者を定め、受託者は、当該者の指図に従って議決権を行使するものであり、基本的に受託者独自の判断に基づく議決権の行使（又は不行使）がなされることはない。

また、議決権行使の指図権者の指図の内容が事業承継の円滑化という信託の目的に照らして不適切なものであるときに、受託者が議決権の行使について受益者（指図権者）と協議をする旨の条項を設け、受託者が協議に参加したとしても、最終的には指図権者の意思を踏まえた協議の結果に基づいて議決権の行使がなされることになる。

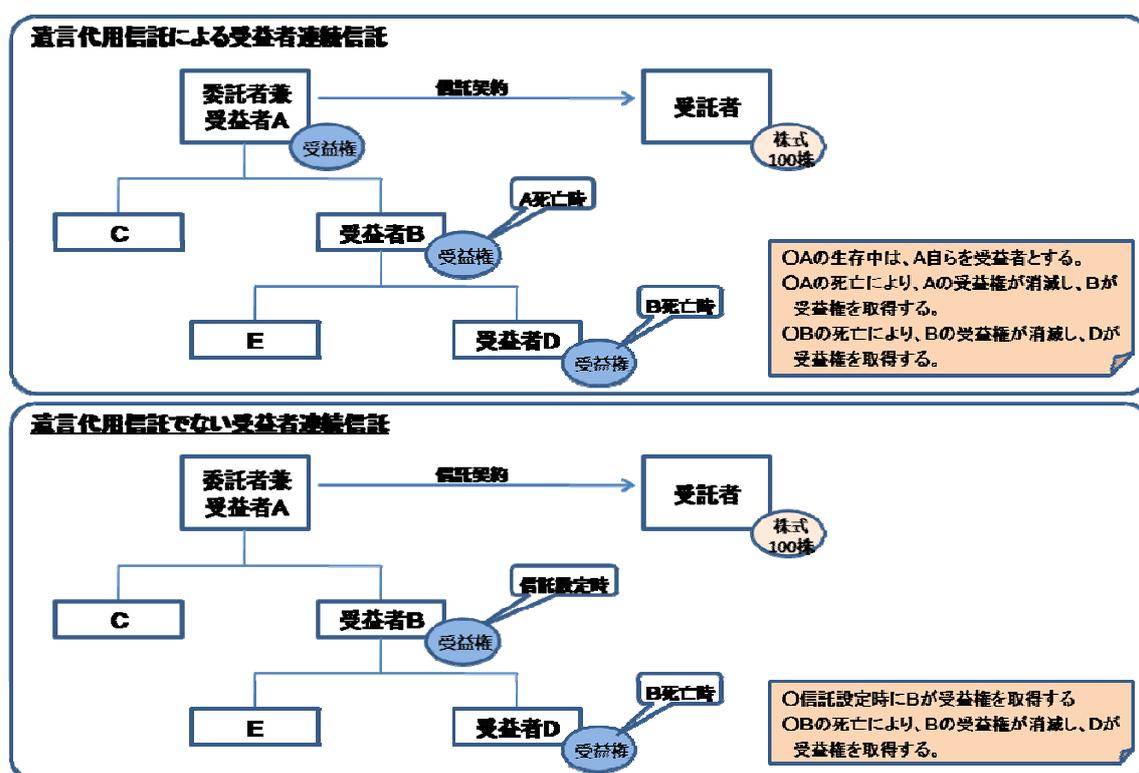
したがって、受託者が信託銀行である場合であっても、金融会社による事業会社の支配を防止するという銀行法及び独占禁止法上のいわゆる「5%ルール」⁷の趣旨に反せず、これらの法律上の問題はないと考えられる。

⁶ 本文中に記載した協議条項は必須とは言えないものの、如何なる指図であれば「円滑な事業承継の遂行のために不適切」であるかについて民事上のトラブルが生じる可能性があるため、協議条項を設けることも一例として考えられる。

⁷ 銀行法及び独占禁止法は、銀行が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて取得することを禁止している（銀行法第16条の3第1項、独占禁止法第11条第1項）が、信託財産として取得する株式に係る議決権について委託者又は受益者が指図を行うことができるものは除かれている（銀行法第2条第11項、独占禁止法第11条第2項）。

第3 信託を利用したスキームにおける民法に関する論点整理

後継ぎ遺贈型受益者連続信託については、【スキーム4】を提示しているところであるが、事例を簡略化して、下記のスキームを前提として、民法に関する論点を整理する。



1. 相続財産・遺留分算定基礎財産

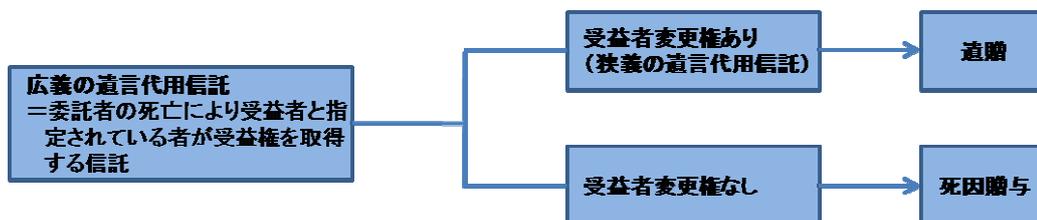
(1) Aの死亡時

B及びDが取得する受益権は、Aからの遺贈又は贈与に準じて、民法第903条（同法第1044条において準用する場合を含む。）を類推適用し、Aの相続財産及び遺留分算定基礎財産に算入されると解される。

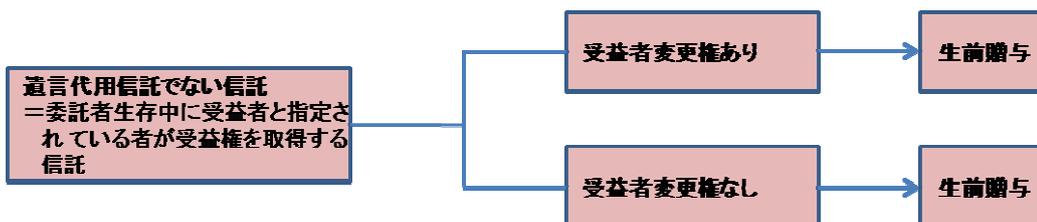
受益権の取得の法的性質が、遺贈、死因贈与、生前贈与のいずれであるか⁸については、遺言代用信託か否か、委託者が受益者変更権を有するか否かという観点から、以下のように整理することができると思われる。

⁸ 遺贈、死因贈与、贈与の法的性質の違いは、遺留分の減殺請求の順序に影響を及ぼす（民法第1033条。死因贈与の減殺の順序につき東京高判平成12年3月8日高民集53巻1号93頁）。

ア 遺言代用信託による受益者連続信託の場合



イ 遺言代用信託でない受益者連続信託の場合⁹



(2) Bの死亡時

Bの受益権は、その死亡により消滅する。また、Dの受益権の取得は、Bからの遺贈又は贈与に類すると評価することはできない。

このため、B及びDの受益権は、Bの相続財産・遺留分算定基礎財産に算入されないと考えられる。

2. 遺留分減殺請求の対象、相手方及び効果

遺留分減殺請求の対象、相手方及び効果については、下表のとおり整理するのが適当であると考えられる。

対象	信託行為 ①受託者への財産権の移転 ②受益者による受益権の取得
相手方	受託者・受益者の双方
効果	<p>受託者を相手方とする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> …信託財産たる株式の全部又は一部(共有持分)が減殺請求者に移転し、受託者は当該株式の全部又は一部の現物返還義務を負う。ただし、受託者は、価額弁償を選択することにより、現物返還義務を免れることができる。 <p>受益者を相手方とする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> …受益権の全部又は一部(共有持分)が減殺請求者に移転し、受益者は、原則として当該受益権の全部又は一部の現物返還義務を負う。ただし、受益者は、価額弁償を選択することにより、現物返還義務を免れることができる。

【補足説明】

(1) 対象

遺留分減殺請求の対象は、法律行為としての信託行為であるが、「受託者への財産権

⁹ 「受益者変更権あり」の場合は、委託者がいつでも受益者を変更することができるという点において、解約権が留保された生前贈与と整理することができる。

の移転」と「受益者による受益権の取得」の両面を捉える必要がある。

(2) 相手方

① 受託者について

受託者は、法律行為としての信託の相手方であり、信託財産の所有権を取得し、その管理処分権を有することから、相続財産の管理処分権を有する遺言執行者に類似する地位にあると考えることができる。

また、例えば、信託行為により指定された受益者が不特定又は未存在である場合には、受益者を遺留分減殺請求の相手方とすることができない。

さらに、受益者のみを相手方として遺留分減殺請求がなされると、その後の信託事務処理に支障を来すおそれがある。

以上のことから、受託者を遺留分減殺請求の相手方とする必要があると考えられる。

② 受益者について

受益者は、信託行為により直接利益を享受する者であるから、信託行為の「受益権の取得」という面を捉え、受益者も遺留分減殺請求の相手方とすることができると考えられる。

(3) 効果

民法の規定のとおり、原則として現物（受託者が相手方の場合は信託財産たる株式、受益者が相手方の場合は受益権）の返還である。ただし、信託財産たる株式や受益権の現物返還をすると、株式の分散を防止して事業承継を円滑化するという信託契約の目的に適合しなくなるおそれがあるため、受託者・受益者は、現物返還に代えて価額弁償を選択することも考えられる。

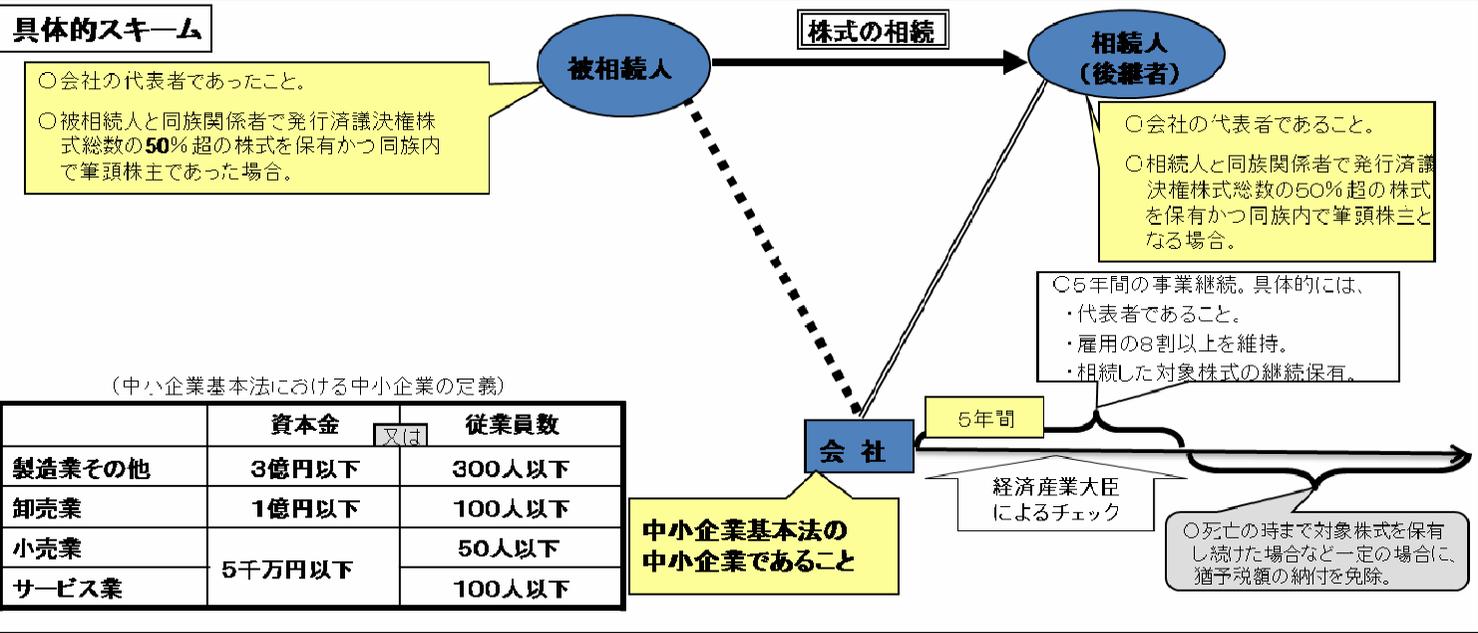
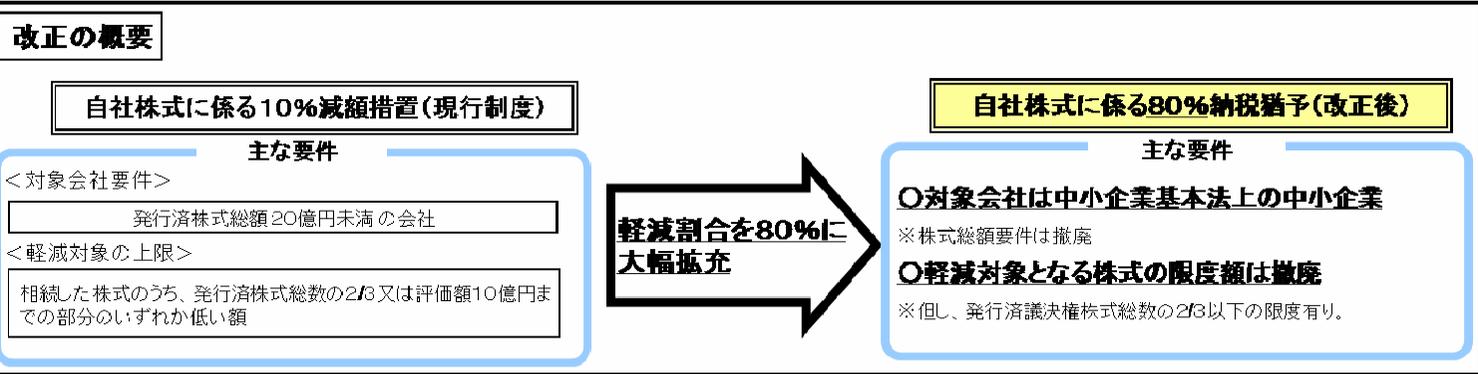
第4 信託を活用した事業承継に対する相続税の納税猶予制度の適用について

1. 事業承継の際の障害の一つである相続税負担の問題を抜本的に解決するため、非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の10%減額から80%納税猶予に大幅に拡充するとともに、対象を中小企業全般に拡大することが決定された。当該制度は、平成21年度税制改正で創設し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の施行日（平成20年10月1日）以後の相続に遡って適用されることになっている（「平成20年度税制改正の要綱」平成20年1月11日閣議決定〔次頁参照〕）。
2. 信託の利用促進を通じて、事業承継の円滑化を一層図る観点から、信託を活用した事業承継スキームへの平成21年度税制改正で創設される相続税の納税猶予制度の適用の可能性について、以下の論点を精査しつつ、引き続き検討を行うことが必要である。
 - 株式の信託を行った場合、相続の対象は信託受益権。相続税の納税猶予制度の趣旨に照らして、如何なる要件を満たせば、株式に係る信託受益権を株式と同一視することができるのか。
 - 納税猶予制度の対象となるためには、
 - (1) 被相続人が同族関係者と合わせて、発行済議決権株式総数（完全無議決権株式のみを除く。（2）において同じ。）の過半数を保有し、かつ、筆頭株主（相続人たる後継者を除く。）であること
 - (2) 相続人たる後継者が同族関係者と合わせて、発行済議決権株式総数の過半数を保有し、かつ、筆頭株主であることが要件。

信託を利用した場合、被相続人及び相続人の要件はどのように判定するのか。その際、

 - ① 議決権行使の指図権を受益者でなく、委託者が保有している場合
 - ② 複数の受益者がいる場合であって、特定の受益者に議決権行使の指図権を集中させる場合についての考え方を整理することが必要。
 - 「議決権行使の指図権」は、信託受益権とは別個の、信託契約から発生する権利と考えられるが、相続税法上の株式の評価において、原則として、議決権の有無を考慮せずに評価することとされていることも踏まえ、「議決権行使の指図権」に関し、相続税法上の評価を検討することが必要。
 - 租税回避行為を惹起する懸念を払拭することが必要。

事業承継税制の抜本拡充について



第5 今後に向けて

本中間整理においては、中小企業の事業承継に活用できると考えられる信託スキームのうち代表的なものを取り上げたが、事業承継の円滑化が喫緊の課題であることに鑑み、論点を絞って整理を行った。このため、今回取り上げたスキーム以外にも、事業信託¹⁰など事業承継に活用の可能性が指摘されている信託スキームも存在するが、本中間整理においては検討の対象としていない。また、本中間整理を踏まえ、信託銀行等会社が円滑な事業承継を目的とする信託商品を提供する中で、新たな論点が生ずる可能性もある。

本研究会としては、今回の中間整理が、事業承継の一層の円滑化の一助となることを期待するとともに、今後、事業承継の局面における信託の活用状況を踏まえつつ、必要に応じて、更なる検討を進めることとしたい。

¹⁰ 事業に係る積極財産について信託を設定する際に、信託設定前に委託者が負担していた当該事業に係る債務を受託者が引き受け、信託行為により当該債務を信託財産責任負担債務とすることで、積極財産と消極財産が一体となっている事業自体を信託するもの。

信託を活用した中小企業の事業承継円滑化に関する研究会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

座長	岩崎 政明	横浜国立大学大学院 教授、法曹実務専攻長（法科大学院長）
委員	青山 伸悦	日本商工会議所 理事・産業政策部長
	後 宏治	税理士法人U A P パートナー・公認会計士・税理士
	沖野 眞巳	一橋大学大学院法学研究科 教授
	神作 裕之	東京大学法学政治学研究科 教授
	越村 好晃	中央三井トラスト・ホールディングス 業務部長
	清水 謙一	高野総合会計事務所 マネージャー・税理士・中小企業診断士
	田中 茂樹	住友信託銀行 企業情報部長
	中西 英人	三菱UFJ信託銀行 リテール企画部 副部長
	中森 亘	北浜法律事務所・外国法共同事業 代表社員・弁護士